

2008年（平成20年）3月6日

指定居宅介護支援事業者 様
指定介護予防支援事業者 様

藤沢市長 海老根 靖典
(公印省略)

介護予防通所系サービスの算定について（通知）

日ごろ、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションを同時に利用することにつきましては、平成18年4月改定Q&A VOL1問12において、次のとおり記載されておりますが、厚生労働省老人保健課に確認したところ、「告示上算定できないとする規定はないこと、介護予防支援事業者が介護予防支援の主旨に則り作成する介護予防支援計画において、心身機能の総合的な支援目標が、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションの単独利用では総合的な支援が達成できず、かつ、介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションを組み合わせることにより、合理的に総合的な支援目標が達成できるという位置づけであれば、介護予防支援計画に位置づけることも可能。ただし、位置づける場合には相当の評価が必要になる。」と回答を得ましたのでお知らせします。

以 上

【平成18年4月Q&AVOL1】

(問12) 介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションを、それぞれ週1回ずつ利用する等同時に利用することは可能か。

(答) 地域包括支援センターが、利用者のニーズを踏まえ、適切にマネジメントを行って、計画に位置づけられることから、基本的には、介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していない。

事務担当 介護保険課 総務・給付担当（新館2階）
電 話 0466-25-1111（内線）3141
F A X 0466-23-5174